

「山形県オレンジリボンキャンペーン」実施業務委託基本仕様書

1 業務名

「山形県オレンジリボンキャンペーン」実施業務委託

2 業務期間

契約の日から令和7年1月31日まで

(11月のこども家庭庁「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間を中心に実施すること。)

3 業務の主旨

児童虐待防止や子どもの人権擁護は社会全体で取り組むべき課題であり、県民一人ひとりがこの課題に対し関心を持ち、子育てにやさしい社会を作っていくために身近なことから実践していく機運を醸成していく必要がある。

そのために、広く県民に児童虐待防止について理解・関心の促進を図り、また、子育て世帯が適切な支援を求められるように相談窓口等の周知啓発を行うことを目的としている。

4 実施場所

山形県内

5 対象

広く県民一般とするが、子育て世代を中心的な対象とする。

6 業務委託内容

(1) 山形県に活動拠点があるプロスポーツ組織と連携した普及啓発事業

ア 山形県に活動拠点があるJリーグ、Bリーグ及びVリーグ等のスポーツ組織(以下「プロスポーツ組織等」という。)と連携し、多くの方が児童虐待防止について関心をもてるようにオレンジリボンを活用した啓発を行うこと。

イ 事業について、県民の認知を得るための広報・PRを実施すること。

ウ 事業実績や事業対象者からのアンケート等により、本業務の効果を検証すること。

(2) 県内全域を対象とした普及啓発事業

ア オレンジリボンの持つ意味を広く県民に知っていただくための普及啓発事業を行うこと。普及啓発物品を作成しての配布活動やライトアップによるPRなどが想定される。

イ 事業について、県民の認知を得るための広報・PRを実施すること。

ウ 事業実績や事業対象者からのアンケート等により、本業務の効果を検証すること。

7 事業実施にあたっての留意事項

- ・全国の子童相談所における子童虐待相談対応件数は毎年度過去最高を記録している状況にあるなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等から、子育て世帯への包括的支援の強化を図るための改正子童福祉法が今年4月から施行されている。
- ・本県における子童虐待の認定件数も、子童虐待防止法が施行された平成12年度は168件であったが、平成30年度には500件を超え、令和元年度以降は600件を超える高止まりの状況にあり、更なる子童虐待防止の取組みが必要となっている。
- ・よって、今年度の本キャンペーンの実施においては、改正子童福祉法の施行初年度に合わせ、より強力に県民への周知啓発が図られるよう事業内容を工夫すること。

8 完了報告

委託業務が完了したときは、完了報告書に以下の資料を添えて遅延なく提出すること。

- ・完了報告書（契約書に定める様式）
- ・収支精算書（収支簿を添付）
- ・啓発の実施状況及び写真
- ・広報・PRの実施状況及び写真
- ・効果検証の結果

9 その他

- （1）受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- （2）個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- （3）本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様とは異なる場合がある。
- （4）本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- （5）委託業務の実施にあたっては、県と打ち合わせしながら進めること。
- （6）この仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- （7）委託事業に係る関係書類は、委託事業終了後5年間保存すること。